

|        |           |
|--------|-----------|
| 構想策定年度 | 平成 1 8 年度 |
| 構想変更年度 | 平成 2 1 年度 |
|        | 平成 2 2 年度 |
|        | 平成 2 6 年度 |
|        | 令和 5 年度   |

# 農業経営基盤の強化の促進に関する

## 基本的な構想

令和 5 年 9 月

白浜町

# 目 次

|      |                                                                          |   |
|------|--------------------------------------------------------------------------|---|
| 第1   | 農業経営基盤の強化の促進に関する目標                                                       |   |
| 1    | 本町農業の現状・課題                                                               | 1 |
| 2    | めざす方向                                                                    | 1 |
| 3    | 基本構想の期間                                                                  | 1 |
| 4    | 効率的かつ安定的な農業経営を担う人材の育成・確保                                                 | 2 |
| 第2   | 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標                |   |
| 1    | 営農類型ごとの経営規模等の指標                                                          | 3 |
| 第2の2 | 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標 |   |
| 1    | 主要な営農類型                                                                  | 6 |
| 2    | 生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様に関する指標                                               | 6 |
| 第3   | 第2及び第2の2に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項                                    |   |
| 1    | 農業を担う者の確保及び育成の考え方                                                        | 6 |
| 2    | 白浜町が主体的に行う取組                                                             | 7 |
| 3    | 関係機関との連携・役割分担の考え方                                                        | 8 |
| 4    | 就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供                                  | 8 |
| 第4   | 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項             |   |
| 1    | 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標                                     | 8 |
| 2    | その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項                                                 | 9 |
| 第5   | 農業経営基盤強化促進事業に関する事項                                                       |   |
| 1    | 基盤法第18条第1項の協議の場の設置の方法、第19条第1項に                                           |   |

|                                                                  |    |
|------------------------------------------------------------------|----|
| 規定する地域計画の区域の基準その他第4条第3項第1号に掲げる<br>事業に関する事項                       | 9  |
| 2 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる<br>区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項 | 10 |
| 3 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託<br>を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項等        | 13 |
| 4 農地中間管理機構が行う特例事業の実施を促進する事業                                      | 13 |
| 5 その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業                                      | 13 |
| 第6 その他                                                           | 14 |

## 第 1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

### 1 本町農業の現状・課題

白浜町は、和歌山県の南部に位置し、田辺市、上富田町、すさみ町、古座川町に接し、大きくは紀伊水道に面した半島地域、富田川下流域及び日置川流域に分かれる。面積の大部分を森林が占め、北西の半島部に市街地が形成され、南部では海岸地域まで山地がせまり、海岸、河川流域、山間部に集落が点在している。

交通網は、東京方面へ航空路により約 1 時間程度で結ばれ、京阪神地域へは、J R 紀勢本線、国道 4 2 号線、高速道路（近畿自動車道紀勢線）などにより約 2 ～ 3 時間で結ばれている。

白浜町の経済の中心は観光・農林業であり、農業については、冬期温暖で暖地性を生かした、水稻・花き・野菜・果樹・畜産を基幹とした複合経営が展開されている。

白浜町では農地の資産的保有としての傾向が強く、農地の流動化は顕著な進展をみないまま推移してきており、近年の農業従事者の高齢化及び後継者不足に伴って、農業後継者に継承されない、また、担い手に集積されない農地で遊休化するものが増加傾向にあることから、これを放置すれば担い手に対する利用集積が遅れるばかりでなく、鳥獣被害の増加など、周辺農地の耕作にも大きな支障を及ぼすおそれがある。

そのような中で、農業生産の維持拡大を図るためには、農用地の高度利用とともに、高い生産意欲と農業技術を持ち、地域農業者のリーダーとなるべき中核的農家の育成が必要となっている。

### 2 めざす方向

農業生産展開の基礎となる優良農地の確保を図ることを基本として、農地の遊休化を防止し、経営規模の拡大、生産性の向上及び労働力の省力化により近代的な農業形態の確立を進めるとともに、生産基盤・生活基盤の整備を進め、他産業との調和のとれた農業の発展を目指す。

担い手の育成・確保については、新規就農希望者が参入しやすい仕組みの構築により新規就農者を確保するとともに、優れた経営感覚や高い技術をもった担い手や中核的な役割を担う人材を育成し、意欲ある経営体を確保する。

また、農地の集積・集約化等の推進により生産性の向上を図るとともに、複合経営等の推進により農業経営の安定化を進め、「収益性の高い農業」を実現することで、経営の安定した意欲ある経営体を育成・確保する。

### 3 基本構想の期間

この基本構想の期間は、令和 5 年度から令和 1 4 年度までの 1 0 年間とする。

なお、基本構想は、概ね 5 年ごとに見直すものである。

#### 4 効率的かつ安定的な農業経営を担う人材の育成・確保

##### (1) 効率的かつ安定的な農業経営が目標とすべき水準

農業経営において地域のお産業従事者と概ね均衡する年間総労働時間の水準を達成しつつ、他産業従事者の所得に相当する年間農業所得を確保する。

(効率的かつ安定的な農業経営の目標)

|         |                      |
|---------|----------------------|
| 年間総労働時間 | 主たる従事者1人あたり2,000時間程度 |
| 年間農業所得  | 主たる従事者1人あたり400万円程度   |

##### (2) 新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき水準

新たに農業経営を営もうとする青年等にあつては、農業経営開始から5年後には、年間農業所得(主たる従事者1人あたり)320万円程度を確保し、農業所得で生計が成り立つことを目標とする。

(農業経営開始から5年後に達成すべき農業経営の目標)

|         |                      |
|---------|----------------------|
| 年間総労働時間 | 主たる従事者1人あたり2,000時間程度 |
| 年間農業所得  | 主たる従事者1人あたり320万円程度   |

##### (3) 効率的かつ安定的な農業経営を担う人材の確保・育成のための取組

###### ア 優良農地の確保

遊休農地の解消・遊休農地化の防止に努めるとともに、未整備区域のほ場整備を進め、優良農地の確保を図る。

###### イ 農地の集積・集約化

地域計画(農業経営基盤強化促進法第19条第1項に規定する地域計画をいう。以下同じ。)の策定を通じ、地域による農地の集積・集約化の将来方針の作成を進め、農地中間管理機構との連携による農地流動化を促進する。

###### ウ 農業経営の安定化

水稻・花き・野菜・果樹・畜産を基幹とした複合経営の推進、気候変動に適応した栽培技術の開発、狩猟者の育成等による鳥獣害対策の強化及び農業経営収入保険制度等への加入促進によるセーフティネットの確立等を図ることで、農業経営の安定化を図る。

###### エ 多様な担い手の育成・確保

担い手を育成・確保するためには、就農相談から就農、営農定着までのきめ細やかな支援が重要となる。そのために、町内の農業関係団体への積極的な参加を促しながら、農業委員や農地中間管理機構による農地の紹介や、技術・経営面については西牟婁振興局農林水産振興部農業水産振興課や農業協同組合等が重点的な指導を行うなど、地域の総力をあげて育成していく。

認定農業者に対しては、経営改善計画に沿った農業経営を着実に進めるため、ニーズに応じた専門家の活用を促す。

女性の参画については、農業経営改善計画の共同申請者、家族協定の推進、女性グループ活動促進等により、より一層の参画を促進し、担い手としての活躍を促進する。

#### オ 生産性の向上

農作業の省力・軽作業化、優良品種・品物への転換の推進及び消費者ニーズに応じた農畜産物の生産支援等により、生産性の向上を図る。

#### カ 安全・安心で機能性を備えた農畜産物の安定供給

機能性成分に着目した新品種の導入に取り組むとともに、農薬の適正使用や土づくりを基本としたエコ農業を推進する。

また、GAP（農業生産工程管理）やHACCP（食品衛生管理基準）の認証取得により食品の適正な生産・製造工程管理を推進するとともに、ジビエにおいては「わかやまジビエ処理施設衛生管理認証制度」の普及により、消費者の安心・信頼を確保する。

#### キ その他の取組

中山間地域においては、中山間地域等直接支払制度の活用により、生産条件不利地域における農業生産活動の継続を支援するとともに、地域の共同活動に対する農業用施設の適切な保全管理の推進、移住・定住者や関係人口の創出・拡大による新たな担い手の確保、ジビエの利活用を含めた鳥獣害対策及び遊休農地の再生及び農地集積等により、担い手育成・確保を図る。

## 第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

### 1 営農類型ごとの経営規模等の指標

第1に示したような目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標として、現に白浜町及び周辺市町で展開している優良事例を踏まえつつ、白浜町における主要な営農類型について示すと次のとおりである。

| 営農<br>類 型 | 経 営 規 模                                 | 生 産 方 式                                            | 経営管理の<br>方 法                                             | 農業従事の<br>態 様 等                                          |
|-----------|-----------------------------------------|----------------------------------------------------|----------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------|
| 花き        | 〈作付面積等〉<br>ガーベラ<br>30a<br>〈経営面積〉<br>30a | 〈資本装備〉<br>鉄骨ハウス（2重カーテン）<br>温風加温機<br>トラクター<br>動力噴霧機 | ・複式簿記記帳の<br>実施により経営と<br>家計の分離を図る<br>・青色申告の実施<br>・新品種の導入を | ・家族経営協定の<br>締結に基づく給制、<br>休日制の導入<br>・農繁期における<br>臨時雇用従事者の |

|           |                                                                                    | 他                                                                                 | 進め、複合経営を<br>推進する | 確保                                                                                    |
|-----------|------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------|------------------|---------------------------------------------------------------------------------------|
| 野菜        | 〈作付面積等〉<br>レタス 100 a<br>シソ 80 a<br>だいこん 50 a<br>スイートコーン<br>20 a<br>〈経営面積〉<br>150 a | 〈資本装備〉<br>トラクター<br>マルチャー<br>野菜移植機<br>管理機<br>動力噴霧機<br>包装機<br>他                     |                  | ・スマート農業や<br>基盤整備の推進に<br>より、農作業の省<br>力・効率化を図る<br>・作業環境の整備<br>を進め、農作業事<br>故の発生防止を図<br>る |
| 果樹        | 〈作付面積等〉<br>梅 220 a<br>〈経営面積〉<br>220 a                                              | 〈資本装備〉<br>スプリンクラー<br>防霜ファン<br>選果機<br>他                                            |                  |                                                                                       |
| 果樹        | 〈作付面積等〉<br>梅 120 a<br>みかん 120 a<br>〈経営面積〉<br>240 a                                 | 〈資本装備〉<br>スプリンクラー<br>選果機<br>管理機<br>動力噴霧機<br>他                                     |                  |                                                                                       |
| 花き＋<br>水稲 | 〈作付面積等〉<br>トルコギキョウ<br>40 a<br>水稲 50 a<br>〈経営面積〉<br>90 a                            | 〈資本装備〉<br>鉄骨ハウス<br>ビニールハウス<br>温風加温機<br>トラクター<br>動力噴霧機<br>田植機<br>コンバイン<br>乾燥機<br>他 |                  |                                                                                       |
| 野菜＋<br>水稲 | 〈作付面積等〉<br>レタス 150 a<br>うすいえんどう<br>30 a<br>シソ 20 a<br>水稲 200 a                     | 〈資本装備〉<br>トラクター<br>マルチャー<br>管理機<br>包装機<br>動力噴霧機                                   |                  |                                                                                       |

|            |                                                           |                                                                        |  |  |
|------------|-----------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------|--|--|
|            | 〈経営面積〉<br>250a                                            | 田植機<br>コンバイン<br>乾燥機<br>他                                               |  |  |
| 果樹＋<br>水稲  | 〈作付面積等〉<br>梅 150a<br>みかん 80a<br>水稲 80a<br>〈経営面積〉<br>310a  | 〈資本装備〉<br>スプリンクラー<br>選果機<br>トラクター<br>動力噴霧機<br>田植機<br>コンバイン<br>乾燥機<br>他 |  |  |
| 茶＋<br>花き   | 〈作付面積等〉<br>茶 150a<br>小菊 10a<br>葉ボタン 10a<br>〈経営面積〉<br>170a | 〈資本装備〉<br>茶刈り機<br>共同製茶機<br>自動計量袋詰機<br>トラクター<br>管理機<br>動力噴霧機<br>他       |  |  |
| 花木＋<br>野菜  | 〈作付面積等〉<br>花木 200a<br>シソ 100a<br>〈経営面積〉<br>300a           | 〈資本装備〉<br>トラクター<br>管理機<br>動力噴霧機<br>他                                   |  |  |
| 繁殖牛<br>＋果樹 | 〈作付面積等〉<br>繁殖牛 30頭<br>梅 50a<br>〈経営面積〉<br>50a              | 〈資本装備〉<br>トラクター<br>動力噴霧機<br>リフト<br>ダンプ<br>牛舎<br>堆肥舎<br>他               |  |  |

(注) 1 個別経営体に係る各営農類型ごとの農業経営の指標において、その前提となる労働力構成については、ここでは、標準的な家族農業経営を想定して、主た

る従事者1人、補助従事者1～2人として示している。

## 第2の2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標

第1に示したような目標を可能とする農業経営の指標として、現に白浜町及び周辺市町村で展開している優良事例を踏まえつつ、白浜町における主要な営農類型についてこれを示すと次のとおりである。

### 1 主要な営農類型

新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標は、第2に示した主要な営農類型を基に、①経営規模は8割程度を目安とし、②作物別生産規模については労力分散できる最適な品目の組み合わせ及び規模で、③農業従事者は家族労働を基本とするものを目指すべき指標とする。

### 2 生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様に関する指標

第2に示した指標の例を踏まえつつ、以下の点に留意するものとする。

|         |                                                       |
|---------|-------------------------------------------------------|
| 生産方式    | 機械及び施設の導入にあたっては過剰な資本装備とならないようにすること。                   |
| 経営管理の方法 | 複式簿記記帳の実施による経営と家計を分離すること。                             |
| 農業従事の態様 | 農繁期には適切な雇用労働を確保することで過重な労働を避けるとともに、極力、人件費等のコストを低減すること。 |

## 第3 第2及び第2の2に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項

### 1 農業を担う者の確保及び育成の考え方

白浜町の農業を持続的に発展させるには、生産方式の高度化や高い技術を有した人材の育成に取り組むとともに、新規就農者、中小・家庭経営体及び協業組織等の多様な経営体を確保・育成する必要がある。

そこで、基本構想第1「農業経営基盤の強化の促進に関する目標」に即し、認定農業者や認定新規就農者等の担い手を、経営規模・経営形態にかかわらず育成するとともに、これら担い手による主体的な経営展開の取組を支援する。

また、新規就農者が町内各地で円滑に就農・定着できるよう、関係機関の連携により、

相談対応、情報提供及び地域への受入から定着までのサポート等の取組を一貫して実施する。

さらに、中小・家族経営体や兼業農家などの多様な経営体についても、経営内容に応じた支援を行うとともに、必要に応じ、円滑な経営継承に向けた支援を行う。

また、定年後に就農しようとする者やマルチワークの一つとして農業を選択する者など、多様な形で農業に関わる者についても、相談対応、情報提供等のサポートを行う。

また、農業従事者の安定的確保を図るため、他産業に比べて遅れている農業従事の態様等の改善に取り組むこととし、家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入や、高齢者、非農家等の労働力の活用システムを整備する。

このほか、生産現場における労働力確保を図るため、求人情報の発信や農業協同組合等による農作業受託の取組等を促進する。

## 2 白浜町が主体的に行う取組

### (1) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた取組

#### ① 受入環境の整備

新たに農業経営を営もうとする青年等や農業や担う多様な人材の確保に向けて、わかやま農業経営・就農サポートセンターや西牟婁振興局農林水産振興部、農業協同組合等の関係機関と連携しながら、就農等希望者に対し、町内での就農に向けた情報の提供を行う。

#### ② 中長期的な取組

町内の児童・生徒が農業に興味関心を持ち、農業が将来の進路の選択肢の一つとなるよう教育機関や教育委員会と連携しながら、各段階の取組を実施する。具体的には、生産者との交流の場を設けたり、農業体験ができる仕組みをつくることで、農業に関する知見を広められるようにする。

### (2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の定着に向けた取組

#### ① 就農初期段階の地域全体でのサポート

新規就農者が営農する地域内で孤立することのないよう、地域計画の策定・見直しの協議の場へ参加を通じ、地域農業の担い手として育成する体制を強化するほか、地域の農業委員や農業協同組合とも連携しながら、販路開拓や営農面から生活面までの様々な相談に対応し、他の農家等との交流の場を設けるなど、必要となるサポートを就農準備から定着まで一括して行う。

#### ② 青年等就農計画作成の促進及び指導と農業経営改善計画作成への誘導

青年等が就農する地域の地域計画との整合に留意しつつ、基本構想に基づく青年等就農計画の作成を促し、新規就農者育成総合対策や青年等就農資金等の国の支援策や県の新規就農関連事業を効果的に活用しながら経営力を高め、確実な定着へと導く。さらに、青年等就農計画の達成が見込まれる者については、引き続き農業経

営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

### 3 関係機関との連携・役割分担の考え方

白浜町は、県、農業委員会、農業協同組合、農業教育機関等の関係機関と連携しつつ、白浜町が全体的な管理・推進を行いながら、就農等希望者への情報提供や相談対応、就農後の定着に向けたサポート等を以下の役割分担により実施する。

- (1) 県農業会議、農地中間管理機構、農業委員会は、新たに農業経営を開始しようとする者に対して、農地等に関する相談対応、農地等に関する情報の提供、農地等の紹介、あっせん等を行う。
- (2) 個々の集落（地域計画の策定区域）では、農業を担う者を受け入れるための地域の雰囲気づくり、コミュニティづくりを行う。

### 4 就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供

白浜町は、農業協同組合と連携して、町内における作付け品目毎の就農受入体制、研修内容、就農後の農業経営・収入・生活のイメージ等、就農等希望者が必要とする情報を収集・整理し、県及びわかやま農業経営・就農サポートセンターへ情報提供する。

農業を担う者の確保のため、農業協同組合等の関係機関と連携して、経営の移譲を希望する農業者の情報を積極的に把握するように努め、町内において後継者がいない場合は、県及びわかやま農業経営・就農サポートセンター等の関係機関へ情報提供をする。さらに、新たに農業経営を開始しようとする者が円滑に移譲を受けられるようわかやま農業経営・サポートセンター、農地中間管理機構、農業委員会等の関係機関と連携して、円滑な継承に向けて必要なサポートを行う。

## 第4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

### 1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標

第2及び第2の2に掲げるこれらの効率的かつ安定的な農業経営を営む者が、地域の農用地利用に占める面積のシェアについての目標は概ね次に掲げる程度とする。

|                                          |
|------------------------------------------|
| 効率的かつ安定的な農業経営を営む者が地域の農用地の利用に占める面積のシェアの目標 |
|------------------------------------------|

|               |
|---------------|
| 面積のシェア : 40 % |
|---------------|

(注) 1 「効率的かつ安定的な農業経営を営む者が地域の農用地の利用に占める面積

のシェアの目標」は、個別経営体、組織経営体の地域における農用地利用（基幹的農作業（水稻については耕起、代かき、田植え、収穫、その他の作目については耕起、播種、収穫及びこれらに準ずる作業）を3作業以上実施している農作業受託の面積を含む。）面積のシェアの目標である。

## 2 その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

白浜町、農業委員会、農地中間管理機構、農業協同組合、土地改良区等の関係機関・団体が連携し、地域計画の策定を通じ、地域の合意形成を図りながら、面としてまとまった形で農用地の集約を進めることにより、団地面積の増加を図るとともに、担い手への農用地の集積を加速する。

また、中山間地域や担い手が不足している地域では、地域全体で農用地の確保・有効利用を図るため、中小・家族経営など地域社会の維持に重要な役割を果たしている経営体の新規就農促進を図るエリア等の設定を促進するとともに、蜜源利用、省力栽培による保全等の取組を進める。

## 第5 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

白浜町は、和歌山県が策定した「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」の第6「農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項」に定められた方向に即しつつ、白浜町の農業の地域特性、即ち、複合経営を中心とした多様な農業生産の展開や兼業化の著しい進行などの特徴を十分踏まえて、以下の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組む。

### 1 第18条第1項の協議の場の設置の方法、第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準その他第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項

協議の場の開催時期については、幅広い農業者の参画を図るため、協議の場を設置する区域ごとに、白浜町の広報への掲載やインターネットの利用等に加え、他の農業関係の集まりを積極的に活用して周知を図る。

参加者については、農業者、白浜町、農業委員、農地利用最適化推進委員、農業協同組合、農地中間管理機構、土地改良区、県、その他の関係者とし、協議の場において、地域の中心となる農用地の出し手及び受け手の意向が反映されるように調整を行うこととする。

農業上の利用が行われる農用地等の区域については、これまで人・農地プランの実質化が行われている区域を基に、農業振興地域内の農用地等が含まれるように設定することとし、その上で、様々な努力を払ってもなお、農業上の利用が見込めず、農用地として維持することが困難な農用地については、粗放的な利用等による農用地の保全等を図

る。

白浜町は、地域計画の策定に当たって、県・農業委員会・農地中間管理機構・農業協同組合・土地改良区等の関係団体と連携しながら、協議の場の設置から地域計画の公表に至るまで、適切な進捗管理を行うこととし、地域計画に基づいて利用権の設定等が行われているか進捗管理を毎年実施する。

## 2 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

### (1) 農用地利用改善事業の実施の促進

白浜町は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的な努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。

### (2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域（1～数集落）とする。

### (3) 農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要内容は、(2)に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための作付地の集団化、農作業の効率化、その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとする。

### (4) 農用地利用規程の内容

① 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

ア 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項

イ 農用地利用改善事業の実施区域

ウ 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項

エ 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項

オ 認定農業者に対する農用地の利用集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

カ その他必要な事項

② 農用地利用規程においては、①に掲げるすべての事項についての実行方策を明らかにするものとする。

### (5) 農用地利用規程の認定

① (2)に規定する区域をその区域とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第23条第1項に規定する要件を備えるものは、基

本要綱参考様式第6－1号の認定申請書を白浜町に提出して、農用地利用規程について白浜町の認定を受けることができる。

- ② 白浜町は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第23条第1項の認定をする。

ア 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。

イ (4)の1のイの実施区域が地域計画の区域内にあるときは、農用地利用規程の内容が当該地域計画の達成に資するものであること。

ウ 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。

エ (4)の①のエに掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること。

オ 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。

- ③ 白浜町は、②の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を白浜町の掲示板への掲示により公告する。

- ④ ①から③の規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。

(6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

- ① (5)の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を営む者を育成するという観点から、当該団体の構成員の所有する農用地について利用権の設定等を受けて農用地の利用集積を行う農業経営を営む法人（以下「特定農業法人」という。）又は当該団体の構成員の所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用集積を行う団体（農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していることなど農業経営基盤強化促進法施行令（昭和55年政令第219号）第11条に掲げる要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。）を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。

- ② ①の規定により定める農用地利用規程においては、(4)の①に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。

ア 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所

イ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用集積の目標

ウ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等に関する事項

エ 農地中間管理事業の利用に関する事項

- ③ 白浜町は、②に規定する事項が定められている農用地利用規程について(5)の①の認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が(5)の②に掲げ

る要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、（５）の①の認定をする。

ア ②のイに掲げる目標が（２）に規定する区域内の農用地の相当部分について利用集積をするものであること。

イ 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等を行いたい旨の申出があった場合には、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定等を受けること、若しくは特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。

- ④ ②で規定する事項が定められている農用地利用規程（以下「特定農用地利用規程」という。）で定められた特定農業法人は、認定農業者と、特定農用地利用規程は、法第１２条第１項の認定に係る農業経営改善計画とみなす。

#### （７）農用地利用改善団体の勧奨等

① 認定団体は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、農業上の利用の程度が周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者（所有者以外の権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者）である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者（特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあっては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。）に利用権の設定等を行うよう勧奨することができる。

② ①の勧奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。

③ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内に農業上の利用の程度が周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

#### （８）農用地利用改善事業の指導、援助

① 白浜町は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、援助に努める。

② 白浜町は、（５）の①に規定する団体又は当該団体になろうとするものが、農用地利用改善事業の実施に関し、農業委員会、農業協同組合、県、農地中間管理機構等の指導、助言を求めてきたときは、白浜町地域農業再生協議会との連携を図りつつ、これらの機関・団体が一体となって総合的・重点的な支援・協力が行われるように努める。

### ３ 農業協同組合等が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項等

(1) 農作業の受委託の促進

白浜町は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図る。

- ① 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家群の育成
- ② 農業に関する団体による農作業の受委託のあっせんの促進
- ③ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化
- ④ 地域及び作目ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、さらには利用権の設定への移行の促進
- ⑤ 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却費等の観点からみた適正な農作業受託料金の基準の設定

4 農地中間管理機構が行う特例事業の実施の促進に関する事項

(1) 白浜町は、県下一円で公益財団法人和歌山県農業公社が農地中間管理機構の指定を受けて行う特例事業について、普及啓発活動等を行うことによって事業の実施の促進を図る。

(2) 白浜町、農業委員会、農業協同組合は、公益財団法人和歌山県農業公社に対し、情報提供、事業の協力を行うものとする。

5 その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業に関する事項

(1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携

白浜町は、1 から4 に掲げた事項の推進に当たっては、農業経営基盤の強化の促進に必要な以下の関連施策との連携に配慮する。

ア 農業生産基盤及び生活環境基盤の整備、その他関連事業の積極的な推進に努める。

イ 地域水田収益力強化ビジョンの実現に向けた積極的な取組によって、水稻作、転作を通じて、農用地の利用集積、連担化による効率的作業単位の形成等望ましい経営の営農展開に資するように努める。

ウ 地域の農業の振興に関するその他の施策を行うに当たっては、農業経営基盤の強化の円滑な促進に資することとなるように配慮する。

(2) 推進体制等

① 事業推進体制等

白浜町は、農業委員会、農業協同組合、県、土地改良区、農用地利用改善団体、農地中間管理機構、その他の関係団体と連携しつつ、農業経営基盤の強化の促進方策について検討するとともに、今後10年にわたり、第1で掲げた目標や第2や第2の2の指標で示される効率的かつ安定的な農業経営を営む者の育成に資するための実現方策等について、関係者と一体となって合意の下に推進する。

② 農業委員会等の協力

農業委員会、農業協同組合、県、土地改良区及び農地中間管理機構は、農業経営基盤の強化の円滑な実施に資することとなるよう、白浜町地域農業再生協議会と連携を図りながら協力するように努めるものとし、白浜町は、このような協力の推進に配慮する。

## 第6 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定める。

附 則

- 1 この基本構想は、平成19年3月30日から施行する。

附 則

- 1 この基本構想は、平成21年4月20日から施行する。

附 則

- 1 この基本構想は、平成22年6月8日から施行する。

附 則

- 1 この基本構想は、平成26年9月24日から施行する。

附 則

- 1 この基本構想は、令和5年9月21日から施行する。